

埼玉県の給与・定員管理等について（令和6年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	人 7,378,639	千円 2,059,405,178	千円 35,047,782	千円 539,394,640	% 26.2	% 24.8

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

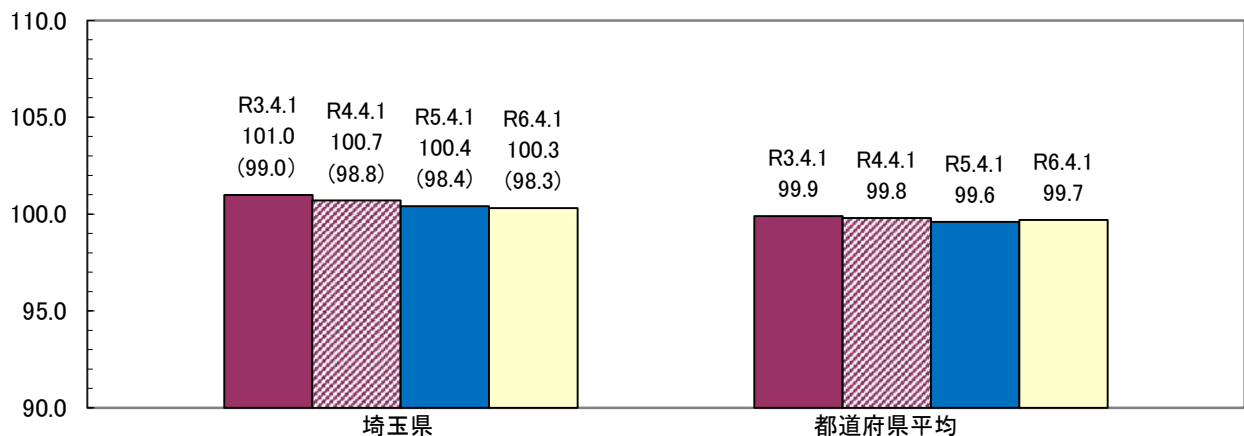
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 61,244	千円 254,363,827	千円 62,519,827	千円 106,995,256	千円 423,878,910	千円 6,921	千円 6,872

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【理由】

③令和2年度において、人事委員会勧告に基づいた給料及び地域手当の配分見直しを行い、地域手当が下がり給料月額が上がった影響で、数値が上昇した。

【改善の見込み】

今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適正な給与水準としていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 389,700	円 379,111	円 10,589(2.79%)	% 2.79	% 2.79	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月 数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.59	月 4.50	月 0.09	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定の実施時期)

平成27年4月1日

(内 容)

一般行政職の給料表について、国に準じて平均2.5%引き下げました（国は平均2%の引下げ）。ただし、平成30年3月までの間、段階的な緩和措置（国は現給保障）を実施しました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

(参 考)

	給料表 (俸給表) の改定率	平成30年3月までの緩和措置		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
埼玉県	△2.5%	平成27年3月31日の 給料月額を支給	平成27年3月31日の 給料月額との差額の 2/3を支給	平成27年3月31日の 給料月額との差額の 1/3を支給
国	△2.0%	平成27年3月31日の 俸給月額を支給	同左	同左

② 地域手当の見直し

実施内容

(地域手当の改定の実施時期) 平成27年4月1日

(内 容)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合	平成29年度の支給割合		見直し後の支給割合	
				4.1時点	遡及改定後	(H30.4.1～)	(R2.4.1～)
国基準による 支給割合	8.1%	9.6%	10.4%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%
埼玉県の 支給割合	7.0%	8.3%	9.3%	9.7%	9.8%	10.0%	8.3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

民間データとして使用している賃金構造基本統計調査の内容は、本県の技能職員と雇用形態等の諸条件が大きく異なることから、給与を単純に比較することはできません。

区 分	公 務 員						民 間				参考 A/B
	平均 年齢	平均 経験 年数	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与 月 額 (国比較ベース)	対応する 民 間 の 類似職種	平均 年齢	平均経験年数	平均給与 月 額 (B)	
埼玉県	54.9歳	35.2年	139人	322,835円	378,075円	358,877円	—	—	—	—	—
うち用務員	58.6歳	38.7年	59人	328,868円	373,510円	365,740円	用務員	49.1歳	9.9年 本県職員の約3.9分の1	244,800円	1.53
うち学校給食員	58.4歳	38.8年	4人	362,583円	411,628円	396,802円	調理士	45.6歳	9.7年 本県職員の約4.0分の1	277,400円	1.48
うち研究補助職	46.6歳	27.1年	40人	294,741円	356,249円	331,479円	—	—	—	—	—
うち自動車運転職	57.5歳	37.1年	15人	344,156円	434,484円	381,957円	自家用乗用 自動車運転者	59.5歳	8.5年 本県職員の約4.4分の1	242,200円	1.79
うち動物指導職	—	—	1人	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	58.1歳	39.0年	20人	335,027円	383,856円	366,189円	—	—	—	—	—
国	51.2歳	—	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—	—
都道府県平均	53.9歳	—	149人	308,506円	363,394円	339,367円	—	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
埼玉県	—	—	—
うち用務員	6,276,090 円	3,297,300 円	1.90
うち学校給食員	6,813,491 円	3,679,800 円	1.85
うち研究補助職	5,626,950 円	—	—
うち自動車運転職	6,847,038 円	3,248,900 円	2.11
うち動物指導職	—	—	—
うちその他	6,276,281 円	—	—

※ 民間データの対象労働者は、年齢に比べると総じて経験年数が短くなっています。これは、本県技能職員のデータとは異なり、正規社員の他に、期限付きの労働者（アルバイト、嘱託社員、契約社員等）、定年後の再就職者などが多く混在していることによります。

一方、公務員データのうち、埼玉県の対象職員は、いわゆる正規の常勤職員のみです。非常勤の職員及び定年後の再雇用者（短時間勤務）は含みません。

このように、比較している民間データと公務員データは、雇用形態、業務内容、年齢、経験年数等の点において大きく異なることから、給与を単純に比較することはできません。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

（令和3～令和5年の3か年平均）

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※ 区分のうち、研究補助職とは、牛などの飼育、野菜などの育種、ほ場整備等の試験研究補助業務を行う職員、動物指導職とは、狂犬病予防法に基づく野犬の捕獲収容等の業務を行う職員です。

【技能労務職員の給与の見直しについて】

技能労務職員の給与については、生計費、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮し定めることとされていることを踏まえ、住民の理解と納得が得られるよう適正な給与制度・運用としていくため、見直し行ってきました。

（給料表の見直し時期）

平成30年4月1日

（内 容）

国の行政職俸給表（二）と同様の給料表を適用しました。

（参 考）

行政職俸給表（二）とは、国の技能労務職員に適用される給料表で、国の第三者機関である人事院の勧告に基づき定められています。（地方公共団体の技能職員の給与は、法令の規定により人事委員会勧告の対象とはなっていません。）

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
埼玉県	42.5 歳	362,230 円	429,169 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
埼玉県	39.5 歳	351,980 円	414,465 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
埼玉県	38.5 歳	343,030 円	485,425 円	391,507 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		埼玉県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	205,579 円	総合職 200,700 円
			一般職 196,200 円
	高 校 卒	173,584 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	176,428 円	—
	中 学 卒	159,872 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	229,652 円	—
	高 校 卒	186,281 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	229,652 円	—
警 察 職	大 学 卒	238,285 円	総合職 235,500 円
			一般職 227,600 円
	高 校 卒	212,181 円	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

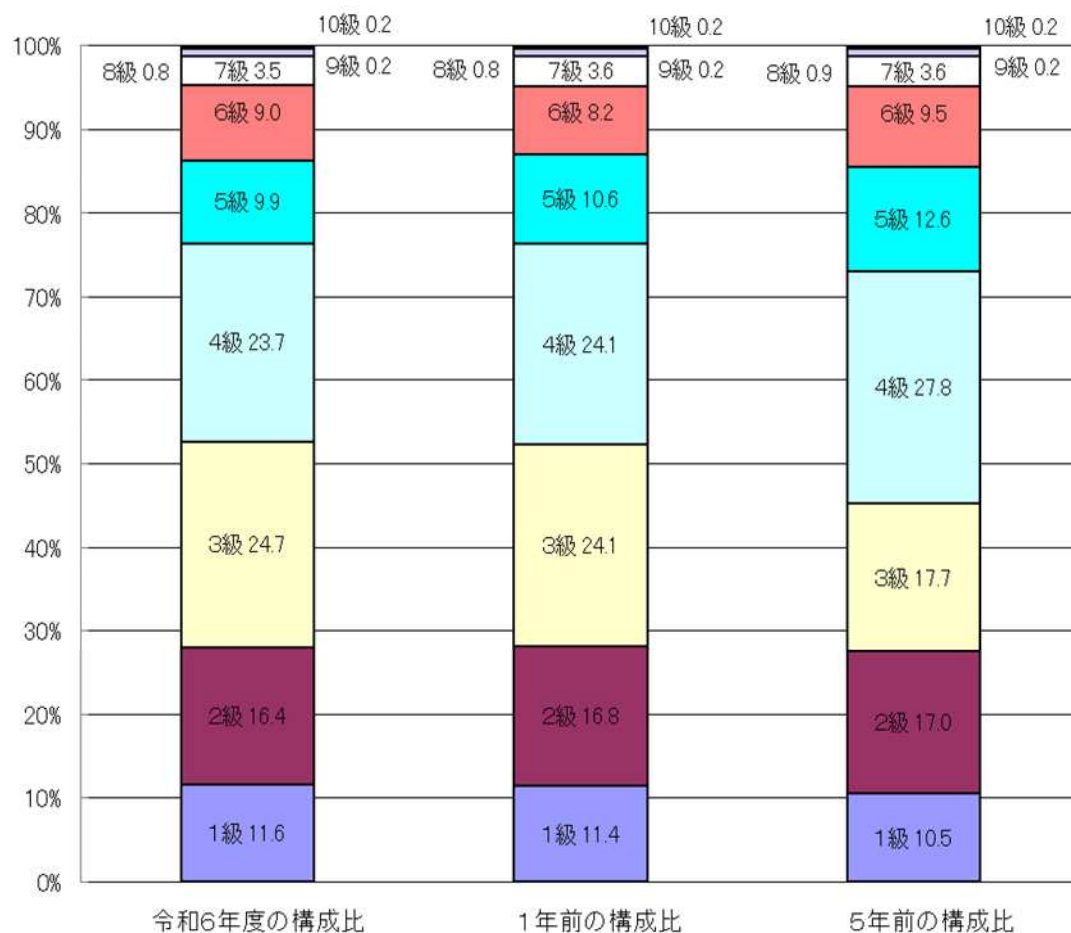
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	280,630 円	364,887 円	385,169 円	405,715 円
	高 校 卒	244,418 円	300,717 円	350,038 円	365,483 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	317,456 円	393,499 円	416,071 円	427,452 円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	318,368 円	390,938 円	409,620 円	421,626 円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	302,856 円	393,440 円	414,466 円	433,384 円
	高 校 卒	275,228 円	354,004 円	391,468 円	414,778 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

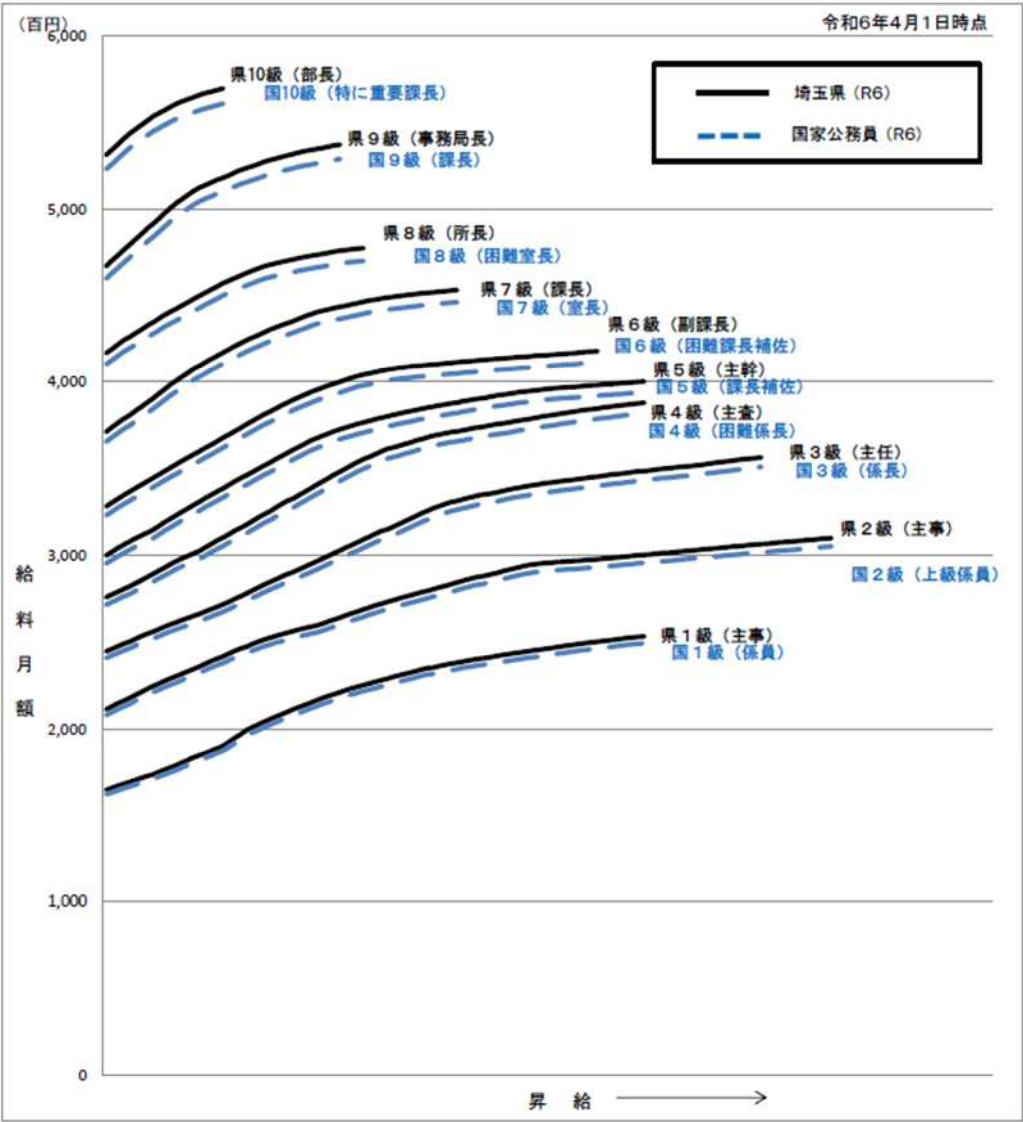
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1 号 給 の 給 料 月 額	最 高 号 給 の 給 料 月 額
1 級	主事・技師	1,080 人	11.6%	164,646 円	253,318 円
2 級	主事・技師	1,540 人	16.5%	211,267 円	309,994 円
3 級	主査・主任	2,298 人	24.6%	244,684 円	356,514 円
4 級	主査	2,215 人	23.7%	275,866 円	388,001 円
5 級	主幹	923 人	9.9%	300,040 円	400,189 円
6 級	副課長・主幹	844 人	9.0%	328,175 円	417,761 円
7 級	課長	325 人	3.5%	371,242 円	453,209 円
8 級	副部長	73 人	0.8%	416,745 円	477,383 円
9 級	部局長	20 人	0.2%	467,125 円	537,209 円
10 級	本庁部長	16 人	0.2%	531,317 円	569,711 円

- (注) 1 埼玉県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（埼玉県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度決算） 1,707 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（埼玉県）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼玉県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） 1人当たりの平均支給額（自己都合）（令和5年度決算） 9,931千円	（支給率） 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） 21,584千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 支給率の「勤奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。平均支給額は、定年年齢に達しているか否かに関わらず、退職事由で「自己都合」と「勤奨・定年」を区分しています。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			21,961,770 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			358,858 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 （支給割合）
和光市	8.3 %	27 人	16 %
さいたま市、蕨市、志木市	8.3 %	4,665 人	15 %
東松山市、狭山市、朝霞市、ふじみ野市	8.3 %	406 人	12 %
新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市	8.3 %	216 人	10 %
川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、滑川町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町	8.3 %	3,001 人	6 %
熊谷市、日高市、毛呂山町	8.3 %	475 人	3 %
秩父市、本庄市、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町	8.3 %	533 人	0 %
東京都特別区	11.3 %	11 人	20 %
平均支給率	8.3 %	—	10.46 %

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,148,633千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		130,028 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		39.5 %		
手当の種類（手当数）		28 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	千円 90,459	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	千円 98,454	月額9,700円～20,000円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	千円 0	月額8,000円、日額320円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	千円 3,325	日額370円～400円、 月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	千円 978	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	千円 270	日額370円

公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	千円 1,520	日額370円
し尿処理施設等 検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	千円 46	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	千円 78	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	千円 2,450	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	千円 202	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	千円 2,830	日額320円～4,000円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	千円 3,228	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	千円 506	日額610円～730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	千円 437	日額320円～370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	円 0	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	千円 0	勤務1回2,150円～7,300円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	千円 5,825	勤務1回410円～1,600円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	千円 3,944	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	千円 1,092,373	日額460円等
東日本大震災対処 業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	千円 2,354	日額660円～13,300円
原子力災害対処 業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	円 0	日額40,000円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	千円 326	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	千円 878	1時間1,200円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	千円 2,884	月額20,000円、 日額180円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	千円 1,522,314	日額900円～16,000円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	千円 304,199	日額200円

夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	千円 3,755	月額21,000円、 日額730円
----------	------------------	----------	-------------	----------------------

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	12,704,621 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	575,078 円
支給実績（令和4年度決算）	12,841,894 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	581,318 円

- （注） 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- 2 夜間勤務手当を含んでいます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,105,113	円 247,161
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,625,519	円 328,494
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師 又は歯科医師の職員に支給 →309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 83,870	円 2,396,286
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 （原則として6か月定期券価額）	異	支給上限	千円 6,618,534	円 121,895
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手 当	単身赴任の職員に支給 →30,000円＋加算額	同		千円 15,420	円 367,143
特地勤務手 当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職 員に支給 →支給率4～8%	同		千円 0	円 0
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学 校職員に支給 →支給率4～16%	同		千円 0	円 0
休日勤務手 当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に 支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 949,909	円 332,834
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 1,328,282	円 274,495
管理職員特 別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 83,361	円 651,258

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額25,900円～136,000円	同		千円 3,185,998	円 820,499
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 →月額2,000～8,000円			千円 2,286,535	円 63,443
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 →各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）			千円 176,959	円 314,874
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 →各級ごとに定額（月額）			千円 221,392	円 373,973
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 →支給率6%			千円 23,911	円 254,372

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在における支給職員数です。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,420,000 円
	副 知 事	1,134,000 円
報酬	議 長	1,144,000 円
	副 議 長	1,016,000 円
	議 員	927,000 円
期末手当	知 事	(令和5年度支給割合) 3.40月分
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	1,420,000円×12×在職年数×0.60 40,896,000円 任期ごと
	副 知 事	1,134,000円×12×在職年数×0.46 25,038,720円 任期ごと
備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

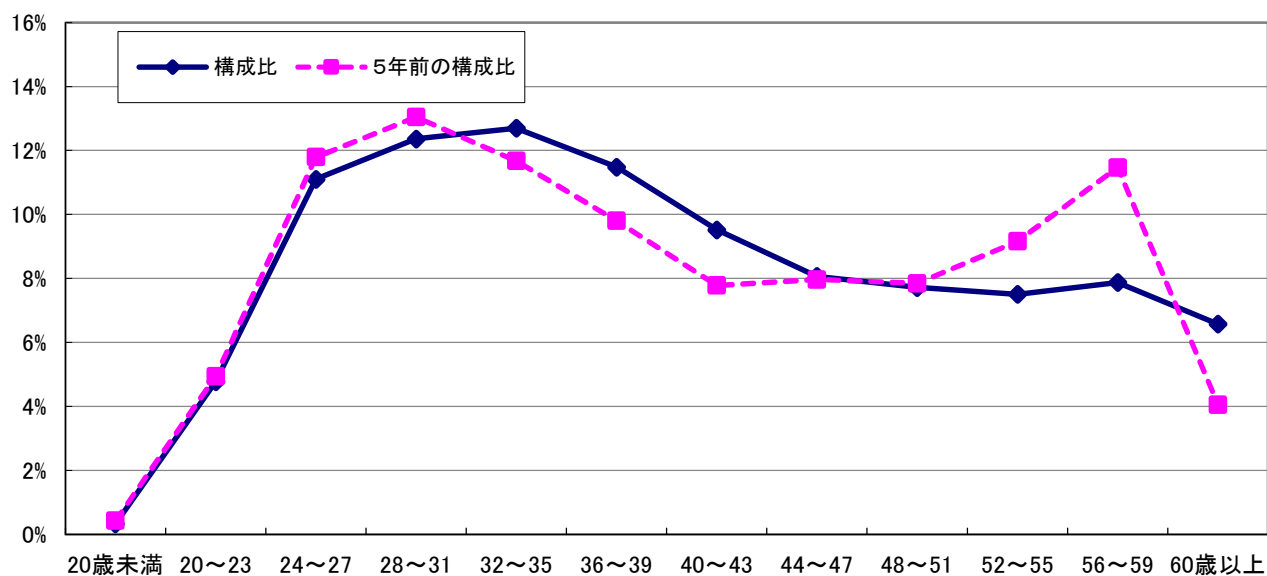
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	67	68	+1	執行体制の強化
		総 務	1,219	1,243	+24	執行体制の強化
		税 務	568	570	+2	税務事務のD X化への対応
		民 生	1,083	1,106	+23	児童虐待防止対策の強化
		衛 生	1,555	1,493	▲62	新型コロナウイルス感染症対応の体制見直し
		商 工	334	322	▲12	執行体制の見直し
		労 働	200	206	+6	企業人材サポートデスク熊谷の設置
		農林水産	900	915	+15	全国植樹祭の開催準備
		土 木	1,274	1,281	+7	盛土規制法に基づく執行体制整備
		計	7,200	7,204	+4	(参考：人口10万人当たり職員数 97人)
門	教 育 部 門		41,187	41,604	+417	国の定数改善に伴う増
	警 察 部 門		12,857	12,885	+28	定年引上げに伴う増
	小 計		61,244	61,693	+449	(参考：人口10万人当たり職員数 836人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		185	193	+8	リハビリ提供体制の充実
	水 道		341	347	+6	高度浄水処理施設整備
	下 水 道		127	127		
	そ の 他		105	104	▲1	執行体制の見直し
	小 計		758	771	+13	
合 計			62,002 [63,944]	62,464 [64,358]	+462 [+414]	(参考：人口10万人当たり職員数 846人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 一般行政部門において、県と同等の権限を有する政令市を除いた人口10万当たりの職員数は、119人で、全国一少ないものとなっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 205	人 2,980	人 6,934	人 7,722	人 7,932	人 7,173	人 5,946	人 5,038	人 4,821	人 4,688	人 4,920	人 4,105	人 62,464

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の 増減数（率）
一 般 行 政	6,866	6,961	7,155	7,195	7,200	7,204	338（4.9％）
教 育	37,012	37,803	40,666	41,080	41,187	41,604	4,592（12.4％）
警 察	12,878	12,860	12,860	12,858	12,857	12,885	7（0.1％）
普 通 会 計 計	56,756	57,624	60,681	61,133	61,244	61,693	4,937（8.7％）
公 営 企 業 等 会 計 計	2,954	2,962	769	759	758	771	▲2,183（▲73.9％）
総 合 計	59,710	60,586	61,450	61,892	62,002	62,464	2,754（4.6％）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,853,659	千円 ▲170,166	千円 210,380	% 11.3	% 9.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,925千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
令和5年度	人 25	千円 97,588	千円 31,109	千円 41,747	千円 170,444	千円 6,818	千円 6,341

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
埼 玉 県	38.7 歳	341,317 円	596,085 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,656 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,488 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼玉県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 7,005 千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 %～45 %加算)			
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)	
(令和5年度決算)	0円	0千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率の「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。平均支給額は、定年年齢に達しているか否かに関わらず、退職事由で「自己都合」と「勸奨・定年」を区分しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			8,319 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			332,755 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
埼玉県内	8.3 %	25 人	8.3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）		2,635 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		175,673 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		60.0 %		
手当の種類（手当数）		3 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に 対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	千円 2,635	月額13,000円 日額650円
用地交渉等 業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉 業務	千円 0	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は 全部が深夜に行われる業務	千円 295	勤務1回1,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		8,730 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		380 千円
支給実績（令和4年度決算）		6,168 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		257 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

2 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円, 子10,000円等	同		千円 2,166	円 240,667
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,638	円 329,750
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 0	円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 (原則として6か月定期券価額)	同		千円 4,733	円 215,138
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円＋加算額	同		千円 0	円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員 に支給 →支給率4～8%	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,171	円 50,906
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	円 0
管理職員 特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 6	円 6,000
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →25,900～136,000円	同		千円 1,812	円 906,000

(2) 水道用水供給事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 42,948,312	千円 1,235,098	千円 2,266,846	% 5.3	% 5.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費723,350千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	人 343	千円 1,354,667	千円 457,017	千円 566,345	千円 2,378,029	千円 6,933	千円 6,923

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
埼 玉 県	41.9 歳	364,875 円	594,982 円
団 体 平 均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,645 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,657 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼玉県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 11,174 千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 %～45 %加算)			
1人当たりの平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年)			
(令和5年度決算)	15,662千円	20,264千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率の「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。平均支給額は、定年年齢に達しているか否かに関わらず、退職事由で「自己都合」と「勸奨・定年」を区分しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			115,887 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			333,487 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
埼玉県内	8.3 %	347 人	8.3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和５年度決算）			41,518 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			170,504 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）			70.1 ％	
手当の種類（手当数）			3 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	千円 35,150	月額13,000円 日額650円
用地交渉等 業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉 業務	千円 39	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は 全部が深夜に行われる業務	千円 6,369	勤務1回1,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)		147,417 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		466 千円
支給実績 (令和4年度決算)		126,873 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		404 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

２ 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 34,066	円 246,857
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 31,439	円 324,116
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 0	円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 （原則として6か月定期券価額）	同		千円 55,783	円 173,508
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円＋加算額	同		千円 0	円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4～8%	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 24,207	円 76,485
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 55	円 6,875
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額25,900～136,000円	同		千円 31,033	円 1,001,071

(3) 地域整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 5,928,878	千円 1,604,661	千円 194,203	% 3.3	% 1.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費231,085千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	人 48	千円 193,095	千円 59,746	千円 83,859	千円 336,700	千円 7,015	観光施設事業：6,958千円 宅地造成事業：6,604千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
埼 玉 県		41.7 歳	365,469 円	599,133 円
団 体 平 均	観光施設事業	45.8 歳	365,058 円	583,561 円
	宅地造成事業	46.7 歳	355,410 円	549,881 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,732 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,481 千円（観光施設事業） 1,631 千円（宅地造成事業）	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼玉県			団体平均	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	28千円（観光施設事業）
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		6,673千円（宅地造成事業）
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 %～45 %加算)				
1人当たりの平均支給額（自己都合）（勸奨・定年） （令和5年度決算） 0千円 0千円				

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率の「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。平均支給額は、定年年齢に達しているか否かに関わらず、退職事由で「自己都合」と「勸奨・定年」を区分しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			16,976 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			353,666 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）	
埼玉県内	8.3 %	48 人	8.3 %	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）			1,465 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			66,581 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			45.8 %	
手当の種類（手当数）			2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	千円 1,448	月額7,800円 日額650円
用地交渉等 業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	千円 16	日額650円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	17,944 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	427 千円
支給実績（令和４年度決算）	14,936 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	347 千円

- （注）１ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- ２ 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (令和５年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 6,799	円 271,970
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 3,249	円 324,853
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 0	円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 （原則として６か月定期券価額）	同		千円 6,457	円 153,733
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円＋加算額	同		千円 0	円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率４～８％	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務１時間当たりの給与額×135/100	同		千円 22	円 526
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務１回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務１回につき、2,000円～18,000円	同		千円 18	円 6,000
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務１時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →25,900～136,000円	同		千円 6,478	円 1,079,600

(4) 流域下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和 4 年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5 年度	千円 49,812,667	千円 △1,558,916	千円 736,157	% 1.5	% 1.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費455,455千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 126	千円 506,950	千円 150,751	千円 218,887	千円 876,589	千円 6,902	千円 6,735

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
埼 玉 県	43.3 歳	379,134 円	596,682 円
団 体 平 均	44.0 歳	364,110 円	553,843 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,871 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,468千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 (1.375月分) (0.975) 月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼玉県			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 9,317 千円	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 %～45 %加算)				
1人当たりの平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年) (令和5年度決算) 0千円 0千円				

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 支給率の「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。平均支給額は、定年年齢に達しているか否かに関わらず、退職事由で「自己都合」と「勸奨・定年」を区分しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			45,145 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			361,156 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
埼玉県内	8.3 %	125 人	8.3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額 (令和5年度決算)			26 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			1,100 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			26.2 %	
手当の種類 (手当数)			5 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	千円 14	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	千円 1	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	千円 0	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	千円 0	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	千円 8	日額 610 円～730 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	50,656 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	545 千円
支給実績（令和４年度決算）	44,341 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	477 千円

- (注) １ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- ２ 休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和５年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円, 子10,000円等	同		千円 16,353	円 297,321
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じ月額最高28,000円	同		千円 9,559	円 318,627
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 0	円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 (原則として６か月定期券価額)	同		千円 14,708	円 142,801
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円＋加算額	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に 支給 →勤務１時間当たりの給与額×135/100	同		千円 44	円 14,601
管理職員 特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務１回につき、2,000～18,000円	同		千円 135	円 9,643
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜） に勤務した職員に支給 →勤務１時間当たりの給与額×25/100	同		千円 4	円 4,270
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →57,800円～136,000円	同		千円 14,314	円 1,022,463